

天武朝における仏教「制度化」考

平野 不 退

一

天武朝における仏教「制度化」を伝える史料としては、『日本書紀』天武二年（六七三）十二月戊申条・天武八年（六七九）十月庚申及び是月条・天武十二年（六八三）三月己丑条がある。本稿では、最初に天武二年（六七三）の僧官の制度上の究明を課題としたい。

以義成僧^①、為小僧都^②。是日、更加佐官二僧^③。其有四佐官^④、始起于此時^⑤也。

本条は井上光貞氏によって、推古朝の僧正僧都制の復活・佐官創設後の記録の初見として論じられた。^⑥ 田村圓澄氏は、ここにいう「佐官」なる制度に注目し、その特色から天武二年（六七三）の僧官へと論究して行く。つまり、律令制下奈良時代の佐官関係の史料を駆使して、天智朝に創始された佐官は、一寺一佐官の原則で国大寺のみに設置されたと類推される。それは、「文案を勘署し、また公文を読む主典」に通じ

る機構であり、天智朝には四国大寺中、百済寺・弘福寺の僧が任じられたという。そして田村氏は、この佐官の四等官的性格を延用し、天智朝の僧官を「僧正—僧都—法頭—佐官」の制度として復元した。更に、天武二年（六七三）の政策について、「二佐官増員は、高市大寺建立による国大寺増加の実状に促されたのであり、同時に行われた義成の小僧都補任——このとき小僧都の僧官が新設せられたのであろう——も、国大寺増加にもとづく事務輻輳に対処する措置であつた^⑦」との結論に達したようである。

右の田村氏の見解は、小僧都——佐官という制度の史料上の初出を、天武二年（六七三）の状況下に据えて検討され、高市大寺移建政策との適合性を認識した点において評価されよう。しかし、その論旨の基礎をなしている佐官の性格規定に關しては、ただちに首肯し難い側面も垣間見られるのではないか。

佐久間龍氏は、前述の田村氏の図式の中で法頭の存在に疑

念を抱きつつ、天智朝における「玄蕃寮的なもの—僧官」なる系列を想定した。即ち、佐久間説によれば、天武二年（六七三）の僧官は、玄蕃寮的なものの下における「僧正—大僧都—四佐官」の形態となるう。しかし、佐久間氏の所論では、一国大寺—佐官の原則への批判的言及がなされている。しかし、佐久間氏においても、佐官と四等官制との関連を如何に解されるのか、必ずしも明瞭ではない。

ところで、これ等の先学が天武二年（六七三）の小僧都を推古朝の僧正僧都制の復活であるとの理解を示すに對して、『日本書紀』が伝える推古朝の僧正僧都制の成立を虚構視する立場からの研究がある。二葉憲香氏の見解がそれである。二葉氏は、井上・田村説に對し反駁を加え、天武二年（六七三）条の「記事自体は、少僧都に對する僧都が天智朝において成立していた可能性を示すに過ぎ」ず、僧官制の發展過程としては、

天智朝 僧都——二佐官

天武二年 僧都——少僧都——四佐官

との経緯を推測された。

若し二葉氏の考察の如く、天智朝に至って僧都制が創設されたとするならば、天智朝の段階における僧都制「制度化」の背景となる事情を改めて考究しなければなるまい。しかし、管見の限りでは、天智朝の宗教状況の中にあつて僧都制

創設の画期を、果して比定できるであろうか。

二

かくの如き研究史の現況にあつて、天武二年（六七三）の僧官制について再度究明せんとする場合、どのような問題点に留意すべきであるかを吟味して置こう。

第一に、二葉氏によつて提唱された天智朝僧都制創始説に對する検討を行なわなければならない。その際、中国からの僧正僧都制継受の問題も視野の内に含め、僧正僧都制成立の時期を解明する方法を用いるべきであらう。

第二には、田村説の主要な論点を形成する佐官の特色を考察して行く必要がある。もとより、後世の佐官のあり方を示す史料が大部分を占める以上、天武二年（六七三）当時の佐官の制度的性格を具体的に把握するのは容易ではない。しかし、『日本書紀』の他の条文に窺える佐官関係の記載を主軸として参照すれば、田村氏の主張に對し何等かの批判もまた可能となるのではあるまいか。そして、かかる分析の結果、一応筆者なりの天武二年（六七三）の僧官制の形態についての考察ができるのではないかと考えられる。

第三には、田村氏が先鞭をつけられた如く、天武二年（六七三）当時の状況下における僧官制「制度化」の意義を論じて行きたい。

天武朝における仏教「制度化」考（平野）

『日本書紀』天武二年（六七三）十二月条には、僧官記事の直前に以下の一条を付す。

以小紫美濃王・小錦下紀臣訶多麻呂、^下拜造高市大寺司。^{今大官寺、是。}
時知事福林僧、由老辭^ニ知事。然不^レ聽焉。^{（？）}

田村氏は、右の高市大寺造立と僧官制成立との間に、同一の政策の方向を看取されるようである。しかし、天武政権の仏教政策の構造を前提とする時、田村氏の如き両者の位置付けには些か躊躇せざるを得ない。本稿では、かかる事情を媒体として、天武朝初頭の仏教政策としての僧官制「制度化」の特性についての研究の可能性を論じた。

以上、本稿においては、およそ上述の如き問題点に関して、天武朝における仏教「制度化」の第一段階としての天武二年（六七三）の僧官の制度的性格についてその論点を指摘した。

（一九八六年六月一日稿）

- 1 『日本書紀』天武二年（六七三）十二月戊申条（坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋氏校注『日本書紀』下、日本古典文学大系第六八巻、以下大系本と略称、四一五頁）。
- 2 井上光貞氏「日本における仏教統制機関の確立過程」（『日本古代国家の研究』三四〇頁等の研究がある）。
- 3 田村圓澄氏「僧官制度の成立」（『日本仏教史』第一巻飛鳥時代）一四六頁参照。
- 4 佐久間龍氏「古代僧官考」（『仏教史学』第一三巻第一号）一

四六一頁参照。

- 5 二葉憲香氏「僧綱制の開始と寺院政策」（『日本古代仏教史の研究』）一八六頁参照。

- 6 拙稿「孝徳朝十師制の消滅事情」（木村武夫教授喜寿記念論集『日本仏教史の研究』）一〇八頁参照。

- 7 『日本書紀』天武二年（六七三）十二月戊戌条（大系本四一五頁）。

- 8 朝枝善照氏『平安初期仏教史研究』三九頁、拙稿「天武朝における仏教『制度化』の背景」（『仏教史学研究』第二九巻第一号）参照。

- 9 これまで仏教「制度化」に関する究明の一端として、以下の拙稿を発表した。「日本古代における仏教『制度化』の研究」（『龍谷大学院紀要』第七集）、「日本における仏教『制度化』の始源」（『民衆と仏教』）、「推古朝における僧正僧都制の性格」（『仏教史研究』一九・二〇）、「孝徳朝十師制の問題点」（本誌三三一）、「孝徳朝における十師『制度化』の背景」（『龍谷史壇』八六）、「孝徳朝における十師制と僧正僧都制」（『仏教史研究』二二・二三）、「孝徳朝十師制の先蹤形態」（二葉憲香博士古稀記念論集『日本仏教史論叢』）。

（龍谷大学大学院）